

※紙での発行はしていません。8言語の参考訳となりますのでご了承ください。



Tsukuba!

No. 4

2025年 3月
にほんご



Topic: てんしゅつ てんきょ
転出と転居について

日本では学校や仕事が4月に始まることから、3月、4月に引っ越ししたり新しい生活を始める人が多くいます。この号では、国内で引っ越しをしたり、海外へ転出したりする場合に、必要な手続きをお知らせします。

転出(てんしゅつ)

つくば市から他市町村や外国へ引っ越すことが決まったら、市役所に「転出届」を出す必要があります。引っ越す日を決めてから転出届を提出してください。

<海外へ転出するとき> 転出届を忘れずに！

日本から1年以上外国に行く場合は、転出手続きを行ってから出国してください。1年未満の短期の留学・外国出張などであって、日本の住所に家族が住んでいたり日本に居住する部屋を残していく場合は手続きを行わなくてもかまいません。ただし、出国後に国外滞在期間が延長になり、1年以上に及ぶ場合は、その時点で転出手続きを行ってください。また、未納の税金を必ずすべて支払ってから転出してください。また送付先の変更、納税管理人の届け出が必要な場合があります。

詳しくは市民税課へお問い合わせください。

納税方法については、Tips for living in Tsukuba! No.1(右の2次元コード)をご覧ください。



転出届の出し方

いつ？	引っ越し日の30日くらい前～14日後くらいまで 注意1:30日以上前に転出手続きをする場合は、引っ越し予定日のわかる資料をお持ちください。 注意2:引っ越し日から14日を過ぎてしまっても届出は可能ですが、引っ越しの日がわかる資料が必要な場合や過料(お金が取られること)が発生する場合があります。
だれが？	引っ越す本人、つくば市に住んでいる同一世帯の方 または 代理人(委任状が必要)
どこで？	【オンライン】 国内の引っ越しの場合は、マイナンバーカードを使ってオンラインで転出届を出すことができます。 【窓口】(外国籍の方の受付時間) つくば市役所1階 市民窓口課 受付時間:月曜～金曜(祝日、12/29-1/3を除く) 8:45～16:30
持ち物 (準備するもの)	在留カード マイナンバーカード(海外転出の場合は、引っ越す人全員分) 委任状(代理人の場合)

転居(てんきょ)

つくば市内で引っ越した場合は、市役所に「転居届」を出す必要があります。

いつ?	「引っ越し日」から14日以内 注意1:引っ越し日から14日を過ぎてしまっても届出は可能ですが、引っ越した日がわかる資料が必要な場合や過料が発生する場合があります。 注意2:引っ越し日より前に転居届を出すことはできません。
だれが?	引っ越す本人、つくば市に住んでいる同一世帯の方 または 代理人(委任状が必要)
どこで?	【窓口】(外国籍の方の受付時間) つくば市役所1階 市民窓口課 受付時間:月曜～金曜(祝日、12/29-1/3を除く) 8:45～16:30 ※オンラインで提出することはできません。
持ち物	在留カード、マイナンバーカード、委任状(代理人の場合)

☆マイナンバーカードの住所変更も忘れずに行ってください☆

引っ越すときに必要な手続き

●電気 (※契約内容がわかるものを手元に用意して問合せしてください)

利用停止や解約、引っ越した先での継続利用など契約会社に連絡をしてください。

例:東京電力の場合 WEBまたは電話で手続きが可能です。

・WEBでの手続き <https://www.move-tepeco.com/stop> (日本語のみ)

・電話での手続き 【フリーダイヤル】0120-995-001あるいは0120-995-113

【有料電話】03-6374-8936

受付時間:月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

注意:一部のIP電話や国際電話からは、フリーダイヤルに繋がらない場合があります。

外国語での対応をご希望の場合:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語に対応しています(2025年1月7日現在)。電話をかけると日本語の自動音声案内が流れますが、そのまま番号を押さずにお待ちください。オペレーターに繋がったら、通訳を希望する言語を伝えてください。



●ガス (※契約内容がわかるものを手元に用意して問合せしてください)

利用停止や解約、引っ越した先での継続利用など契約会社に連絡をしてください。

●水道 つくば市水道お客様センター(つくば市役所1階)

029-851-2811

受付時間:月～土曜日(祝日・12/29-1/3を除く) 8:45～16:30

※引っ越し日の4～5日前までには手続きをしてください。

いばらき電子申請届け出サービスからも申請できます。詳しくはホームページをご覧ください。



●郵便 引っ越し先が日本国内の場合、郵便物を引っ越し先に転送してくれるサービスがあります。

詳しくはホームページか郵便局で確認してください。

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>(日本語)

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/index.en.html>(英語)



(日本語)



(英語)

●金融機関口座について

海外へ転出する際、預貯金口座を解約する必要があります。忘れずに手続きをしてください。再入国するなどの予定があり、引き続き預貯金口座を利用する予定がある場合は、金融機関に相談してください。

転出・転居の際につくば市役所で必要な主な手続き

国民健康保険、国民年金に加入している方

手続き・窓口	転出の場合	転居の場合	持ち物
国民健康保険 【1F 国民健康保険課】	資格喪失届の提出 保険税の清算	住所変更	①国民健康保険証/ 資格確認書/ 資格情報のお知らせ ②在留カード ③パスポート(外国籍で在留資格が特定活動の方) ④マイナンバーカード(持っていれば)
国民年金 【1F 医療年金課】	資格喪失届の提出 (海外へ転出する場合)	—	①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②マイナンバーカード

こどものいる方

手続き・窓口	転出の場合	転居の場合	持ち物
児童手当 【1F こども政策課 または オンライン】	資格消滅届または別居監護申立の提出	連絡先変更または別居監護申立の提出	在留カード
医療福祉費支給制度(マル福) 【1F 医療年金課 または オンライン】	マル福受給者証返却 交付状況証明書の発行(県内市町村への転出)	住所変更	①マル福受給者証 ②在留カード
小・中学校/義務教育学校 【通っている学校】	転校するか今までと同じ学校に通うかを学校へ連絡 今までと同じ学校に通う場合は学務課へ相談		※連絡した際に確認
保育所 【1F 幼児保育課と通っている保育所】	退所届を提出 【1F 幼児保育課】 退所するか引き続き利用するかを連絡 【通っている保育所】	—	※連絡した際に確認

ひとり親の方

手続き・窓口	転出の場合	転居の場合	持ち物
児童扶養手当 【1F こども政策課】	変更届または資格喪失届の提出	住所変更	在留カード ①マル福受給者証 ②在留カード
ひとり親家庭等児童福祉金 【1F こども政策課】	支給要件消滅届の提出		
医療福祉費支給制度(マル福) 【1F 医療年金課 または オンライン】	マル福受給者証返却 交付状況証明書の発行(県内市町村への転出)		

原付きバイク(原動機付自転車)を持っている方

手続き・窓口	転出の場合	転居の場合	持ち物
廃車の手続き 【2F 市民税課】	廃車の手続き	住所変更	①在留カード ②ナンバープレート ③標識交付証明書(紛失した場合は不要)

～海外から戻ってくるときには以下のことに気を付けてください！～

農林水産省 動物検疫所・植物防疫所からのお知らせ

家畜の病気を日本に入れないために、外国から牛、豚、鶏などの肉製品を日本に持って来ないでください。

日本に家畜の病気が入ってくると、日本の畜産業に重大な被害を与えるおそれがあります。料理してある肉製品や、空港で売っている肉製品も、持ち込むことができません。国際郵便でも、送ることはできません。肉入りのお菓子、サンドイッチ、ジャーキーなど、いかなる形態のものでも動物検疫の対象です。

違法に肉製品を持ち込むと、罰金など重い罰則の対象となり、逮捕されることもあります。

あなたの国にいる家族や友達にも、肉製品を日本に持ってこない・送らないように伝えてください。

さらに詳しく知りたい場合は、動物検疫所のホームページを見てください。多言語で情報を見ることができます。

動物検疫所 <https://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

植物の病気や害虫を日本に入れないために、外国から日本へ持ち込みが禁止されている果物や野菜があります。

果物や野菜、豆などの穀類、お米、切り花、球根、種、など、日本への持ち込みが制限されています。自分で食べる物や、子供や赤ちゃんが食べる物、お土産、病気や宗教上限られた植物しか食べることができない場合でも、植物製品の日本への持ち込みは、禁止や制限があります。空港のラウンジの果物や野菜、飛行機の機内食、免税店で売っている球根や種などの植物や果物、旅行先で拾った葉や雑草、生の葉で編んだ民芸品・雑貨なども植物検疫の対象です。

手荷物で持ち込む他に、郵便で日本へ送る場合も同じように植物検疫の対象になります。また、違法に植物を持ち込んだ場合は、罰則の対象となります。

詳しく知りたいときは、植物防疫所のホームページをご覧ください。多言語で情報を見ることができます。

植物防疫所 https://www.maff.go.jp/pps/j/information/language_top.html



動物検疫所

植物防疫所



ぜひご利用
ください！

つくば市国際交流協会 ボランティアサービス「Daily Life Supporters」
あなたの日常生活のちょっとした困りごとを、手伝います。多言語対応可。
詳しくは <https://www.inter.or.jp/supporter-user.html>

翻訳者から一言